

徳島県規則第八十二号

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「十分の四」を「十分の六・二五」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「~~三~~」の次に「~~（四）~~」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第二号及び様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。